

処分は重すぎる？

1月16日、国旗・国歌を巡る問題で最高裁判決が出されました。

この裁判は、君が代の起立斉唱命令に従わなかった教師に対して行った東京都教育委員会の戒告や減給、停職処分について、被処分者がその取り消しを求め争っていたものです。

判決は、戒告処分については「裁量の範囲内」として教師側の主張を退けていますが、「減給以上の重い処分を行う場合は慎重な考慮が必要」として、停職2人の内1人、減給1人の処分を取り消しました。

今回の判決に対して、報道では「今後、都教委は戒告より重い処分は出せない。信条を通す教師が増えると思う。」という現役教師の発言を掲載していますが、原告側としては処分の取り消しが一部に止まったことから複雑な心境ではないかと思われます。

戒告処分は減給や停職と比べると経済的損失は少ないとはいえ、それでも生涯給与に大きな影響を与えることになりますから、前段の現役教師がいうように、「国歌斉唱の際起立しない教員が今後増えるだろう」とは単純には思えません。しかし、「戒告で済むのなら」と考える教師が出てくる可能性は否定できません。

今回の最高裁判決は、「職務命令は教諭の歴史観を否定せず、特定の思想の有無の告白も強制していない。地方公務員は職務命令に従うべき立場だ」という2007年2月の最高裁判決の流れをくんでおり、学校の規律や秩序保持の見地から重きに失しない範囲で懲戒処分することは裁量の範囲内であるとして、戒告処分は容認されています。

なお、過去に戒告処分を受けた教師が再び同じ事由で処分を受ける事となった場合、その量定は加重されてより重くなるのは当たり前だと思いますが、今回の判決で、減給以上の処分をするには慎重な考慮が必要であるとされたので、東京都教育委員会における今後の対応が注目されるところです。

今回の判決では、桜井裁判官が補足意見を、宮川裁判官が反対意見をそれぞれ述べておられます。

桜井裁判官の補足意見では「不起立行為は行為者の歴史観に起因してやむを

得ず行うもので、式の妨害が目的ではない。教育活動、秩序維持に大きく影響している事実は認められない。」としています。

また、宮川裁判官の反対意見では「教員は式典で教育の一環として国旗掲揚、国歌斉唱がされる場合、妨害することは許されない。しかし、生徒に直接教える場を離れた場面では、自らの思想・良心の核心に反する行為を求められることはない。不起立行為は信念に起因するもので、いわゆる非行・違反行為とは次元を異にする。(中略)不起立行為には注意や訓告が適切で、戒告であっても懲戒処分は重きに過ぎる。」としています。

このお二人の意見をご覧になって、どのような感想を持たれるでしょうか。

「式の妨害が目的ではない」といいますが、式典が成り立たなくなる程の妨害行為でなくとも、不起立行為は、厳粛であるべき式典を阻害する行為であることに違いはありません。そして何より、教育は教室の中だけに限られるものではなく、卒業式や入学式を含め学校として行うものはすべからく教育実践であることを忘れてはなりません。

特に、「信念に起因する行為は、いわゆる非行・違反行為とは次元を異にする」といってしまっては、一体如何なるものが非行・違反行為となるのでしょうか。しかも、そうした行為について「戒告でも重きに過ぎる」というのでは、学校の秩序を維持することは難しくなるといわざるを得ません。

いずれにせよ、国旗・国歌を巡る不毛の混乱をこれ以上続ける愚は避けるべきであり、そのためにも、教師の皆さんは、学習指導要領に基づき適切に対応していただくことを望んでいます。(塾頭 吉田 洋一)